

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」の改正について

令和2年8月31日

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部では、令和2年8月31日に「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を別紙のとおり改正しました。

この対処方針に基づき、引き続き、感染拡大の防止を図ります。

1 改正の概要

(1) 警戒基準値の設定

感染状況に応じて4つのステージを設定し、このうち、行動制限が必要となるステージⅢに移行しないように、その前段階で対策を強めて、感染拡大を防ぐこととし、対策を強める段階の「めやす」として、本県独自の「警戒基準値」を設定しました。

【警戒基準値】

- ① 病床のひっ迫具合（病床全体及び重症用病床のそれぞれについて）
最大確保病床（ピーク時に向けて確保しようとしている病床数）の占有率が1/5以上
- ② 人口10万人当たりの全療養者（入院者、自宅・宿泊療養者）数が6人以上（換算値：約170人/日）
- ③ 新規報告数（直近1週間の人口10万人当たりの感染者数）が4人以上（換算値：平均16人/日）
- ④ 直近1週間の感染者数が先週1週間より多い。
- ⑤ 感染経路不明割合が50%

(2) 県民、事業者、行政が連携して取り組む重要事項

7月以降の飲食店などでの感染の広がり、また、若年層の感染が多いこと、そして発症初期は、新型コロナウイルス感染症の症状と風邪の症状が似ていることから区別が付きにくく、発症から検査までの数日間、様子を見ているケースがあることなどを踏まえ、県民、事業者の皆様と行政が連携して、次の3つの取組を進めます。

ア 施設やイベントでの「広島コロナお知らせQR」の積極的な活用

イ 風邪の症状がある場合の早期の検査実施

ウ 「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」制度の推進

(3) イベントの開催条件について（令和2年10月1日以降は後日改正）

イベントの開催条件の一つとして、現在5,000人以下としている人数上限について、国の対処方針などを踏まえ、9月末までは、変更しないこととしました。

屋内	5,000人以下、かつ収容定員の半分以下の人数にすること。
屋外	5,000人以下、かつ人と人との距離を十分確保できること（できるだけ2m）。

2 適用日 令和2年9月1日